

労働力調査の結果を見る際のポイント No. 3

## 「常雇，臨時・日雇」と「正規・非正規」

- 労働力調査では，雇用者について「雇用契約期間」による区分のほか，「勤め先での呼称」による区分でも調査し，分類しています。
- (1) 雇用者の「従業上の地位」——雇用契約期間を基に分類
- 一般常雇・・・雇用契約期間が1年を超える者又は雇用契約期間を定めないで雇われている者で「会社などの役員」以外の者
- ※ 常雇とは，一般常雇に「会社などの役員」を合わせたもの
- 臨時雇・・・雇用契約期間が1か月以上1年以下の者
- 日雇・・・雇用契約期間が1か月未満の者
- (2) 雇用者の「雇用形態」——勤め先での呼称により分類
- 正規の職員・従業員・・・勤め先で一般職員や正社員などと呼ばれている人
- 非正規の職員・従業員・・・勤め先で「パート」「アルバイト」などと呼ばれている人，「労働者派遣事業所の派遣社員」・「契約社員」・「嘱託」など
- 平成 20 年 1～3 月期の詳細集計結果によると，非正規の職員・従業員（非農林業雇用者）1719 万人のうち一般常雇が 966 万人（非正規の職員・従業員に占める割合は 56%），臨時・日雇が 752 万人（同 44%）となっています。
- 平成 20 年 1～3 月期の基本集計結果では，常雇が前年同期に比べ 48 万人増加，臨時・日雇が 46 万人減少となりました。一方，同時期の詳細集計結果では，正規の職員・従業員が前年同期に比べ 22 万人減少，非正規の職員・従業員が 11 万人増加となりました。非正規の職員・従業員が増加したのに臨時・日雇が減少したのは，非正規の職員・従業員のうち一般常雇が増加し，臨時・日雇が減少したことが要因の一つとなっています。

図 非正規の職員・従業員の従業上の地位別雇用者の対前年同期増減  
(平成 20 年 1～3 月期，非農林業雇用者)

